

## 見直しの方向性

- ◆ 本事業の究極的な目的は、企業・労使によるパワーハラスメント対策の導入を推進することにより、職場のパワハラ予防・早期解決を図ることである。
- ◆ 事業の内容及び必要性については、「パワーハラスメント」という言葉については認知されているが、「パワーハラスメントの定義」「6類型」といった、パワハラとそうでないものの区別に資する概念が未だ普及しておらず、一層効果的な周知・広報活動が必要である。  
また、これまで、企業向けの支援や広報を中心に行ってきたおり、労働者向けの周知・広報も効果的に行っていく必要がある。
- ◆ 事業の効率性については、一般競争入札(総合評価落札方式)によりコスト削減に努めているが、上記の事業内容についての課題を踏まえ、効果的な広報手法への見直しが必要である。
- ◆ 事業の実績については、ポータルサイトのアクセス件数は1月平均62,938件以上を達成し、セミナーは1都道府県あたり平均50名以上の参加を達成しており、また有効性については、セミナー参加者の80%以上から、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の重要性を理解した旨の回答を得た。
- ◆ しかし、平成24年度の実態調査から3年が経過しようとしており、対策に取り組んでいる企業の割合が、これらの事業等によってどのように推移しているか把握すべき時期と考える。

## 具体策

- ◆ 不用率が高い点については、上記の事業内容の見直し、予算要求額の精査を行う。
- ◆ 事業の有効性を把握するために、事業目標に対応した定量的なアウトカムの把握内容を随時見直す。